

法律・決議に関する2015年5月29日付
モンゴル国法律(新版)[仮訳]

2017年1月1日施行

目次

- 第1章 総則
- 第2章 法律・決議の発起及び計画化
- 第3章 法律・決議の草案を立案する業務の組織化
- 第4章 法律の草案の種類、構造、形式及びオリジナル文書に課すべき要求
- 第5章 国家大フラルの決議の草案の立案及び上呈による周知化
- 第6章 法律・決議の草案の公衆による討議及び提案の接受
- 第7章 法律・決議の草案の上呈による周知化
- 第8章 法律・決議のデータベース、刊行並びに社会に対する開示及び説明
- 第9章 法律・決議の執行を組織化する一般的制度
- 第10章 法律・決議の執行に係る監督・検査及び評価
- 第11章 その他の規定

第1章 総則

第1条 法律の目的

- 1 この法律の目的は、法律及び国家大フラルのその他の決定(以下「法律・決議」という)の発起及び立案活動の基礎及び品質を改善し、それに対する社会の参加を保障し、法律・決議の草案に課すべき要求を定め、法律・決議の執行の影響を評価する方法により法律を尊重する秩序を強化することに存する。

第2条 法的術語の定義

- 1 この法律において使用する次の術語は、次に述べる意義により理解する。
- (1) 「法律発起人」とは、モンゴル国憲法第26条第1項所定の者をいう。
 - (2) 「法律を発起する権利」とは、法律発起人が特定の法律を発出することについて提案を提出し、専門的な水準において立案し、立案した法律の草案を審査し、国家大フラルに上呈して周知させることをいう。
 - (3) 「法律の草案」とは、法律発起人がこの法律に定めた要求を満たして立案し、国家大フラルに上呈して周知させる法律の草案のオリジナル文書をいう。
 - (4) 「国家大フラルのその他の決定の草案」とは、法律発起人がこの法律に定めた要求を満たして立案し、国家大フラルに上呈して周知させる国家大フラルの決議の草案をいう。

第3条 法律の適用範囲

- 1 この法律は、法律・決議を発起して立案し、社会の参加を保障し、法的結論を下し、上呈して周知させ、承認された法律・決議を刊行し、社会に対し説明し、

その執行を手配し、並びに法律・決議の執行において監督・検査及び評価を行うことと関連する関係を調整する。

第4条 一般原則

- 1 この法律を執行するのにおいては、モンゴル国憲法第1条第2項所定の原則のほか、次の一般原則による。
 - (1) 透明であり、公開的であること。
 - (2) 社会の参加を保障すること。
 - (3) 利益相反外にあること。
 - (4) 研究及び調査に基づいていること。

第2章 法律・決議の発起及び計画化

第5条 法律の発起

- 1 法律発起人は、特定の法律を発出することに関する提案を提出する場合には、関連する法律の草案をこの法律に定めた要求に適合させて立案し、国家大フラルに上呈して周知させる。
- 2 個人又は法人は、法律の草案に関する提案を法律発起人に送付する。法律発起人は、当該提案を根拠があると認定する場合には、その内容により法律を発起することができる。

第6条 国家大フラルの決議の発起

- 1 法律発起人は、国家大フラルの決議を発起することができる。法律に定めのある場合には、他の機関は、関連する提案を法律発起人に送付する。
- 2 国家大フラルの内部機関又は国家大フラルにおいて業務につき直接に責任を負い総括する機関の活動に関する決議は、関連する常任委員会のレベルにおいて、国家大フラルの成員がこれを発起することができる。
- 3 国家大フラルの最初の会議により国家大フラルの議長及び副議長を選出することに関する国家大フラルの決議には、前二項は、これを適用しない。

第7条 法律・決議の草案を立案する業務の計画化

- 1 政府は、その任期において発起する法律・決議について事前に計画し、法律・決議を立案したものとする基本方針(以下「基本方針」という。)に反映する。
- 2 法的事項を取り扱う国家行政中央機関は、関連する機関の提案を接受し、統一的検討を基礎として基本方針の草案を政府の活動大綱に適合させて立案する。
- 3 基本方針の草案につき提案を提出する機関は、社会の具体的関係を調整している法律の執行の影響を検討したことを基礎として当該事項につき新たに法律を発出し、又は法律に追加若しくは変更を加える根拠及び必要性を確定する。
- 4 基本方針の草案は、政府が上呈して周知させることにより、国家大フラルが討議して承認する。
- 5 国家大フラルの会議により討議する法律・決議の草案のリスト及び順位を定めるのにおいては、基本方針に反映された法律・決議の草案を優先的に討議するという原則による。
- 6 基本方針に反映されていなくても、法律・決議により調整すべき必須の必要があると認める場合には、政府は、関連する法律・決議の草案を発起して立案し、国家大フラルに上呈して周知させることができる。

第3章 法律・決議の草案を立案する業務の組織化

第8条 法律・決議の草案を立案する業務の段階

- 1 法律発起人は、法律・決議の草案を立案する業務を次の段階を通じて組織化する。
 - (1) 第 13 条に定めたところに従い、法律・決議の必要性及び要求を事前に探索して検討する。
 - (2) 第 14 条及び第 15 条に定めたところに従い、法律・決議の草案に係る構想の草案を立案して承認する。
 - (3) 第 16 条に定めたところに従い、法律・決議の草案を立案する。
 - (4) 第 17 条及び第 18 条に定めたところに従い、法律・決議の草案の影響の評価及び費用計算を行う。
 - (5) 権利又は法的利益が影響を受ける個人、法人の代表又は公衆をして法律・決議の草案を討議させ、提案を接受する。
 - (6) 法律・決議の草案に関連する国家機関又は非国家機関及び専門的機関又は研究機関の提案を接受する。
 - (7) 法律・決議の草案に対し法的結論を下す権限を有する者から提案及び結論を接受する。
 - (8) 法律・決議の草案を閣議をして討議させる。
 - (9) 第 40 条に定めたところに従い、法律・決議の草案の編成を完了し、国家大府に上呈して周知させる。

第 9 条 法律・決議の草案を立案する業務に係る責任の引受け

- 1 法律・決議の草案を立案する業務は、法律発起人が責任を負いこれを組織化する。
- 2 政府の発起する法律・決議の草案は、関連する国家行政中央機関が基本方針に定めたところに従い、又は政府の委任によりしかるべき範囲及び分野の事項として責任を負い立案する。
- 3 法律発起人は、分野相互間の関係を充足することを目的として関連する機関の指導管理部と合意し、当該事項につき責任を負う専門家を法律・決議の草案を立案する業務に参加させることができる。
- 4 法律発起人は、法律・決議の草案を立案するのにおいて、必要な経済計算、検討、情報及び資料を関連する法人又は職員から収集して取得する権限を有する。
- 5 法律・決議の草案を立案する過程において、関連する国家機関又は非国家機関、専門的機関又は研究機関、研究者、学者、個人及び法人から提案を接受し、草案を立案するのにおいて考慮するよう努める。

第 10 条 法律・決議の草案を立案する業務を組織化する方法

- 1 法律発起人は、法律・決議の草案を立案する業務を次の方式により組織化する。
 - (1) 法律・決議の草案を自ら立案する方式
 - (2) 関連する機関の専門家により構成される業務グループを組織して活動させる方式
 - (3) 個人又は法人をして契約を基礎として履行させる方式

第 11 条 法律・決議の草案を立案する業務に係る費用の支出

- 1 法律発起人は、法律・決議の草案の立案と関連して生ずる費用を自己の予算から支出する。
- 2 法律・決議の草案を立案する業務は、法律所定の活動に対し不法に影響を及ぼす目的を有することなくして非営利組織がこれにつき費用を支出することができる。

第 12 条 法律・決議の草案を立案する業務に係る方法の指導管理による保障

- 1 政府は、次の方法を承認し、遵守する。

- (1) 法律・決議の草案を立案する方法
- (2) 法律・決議の草案の必要性及び要求を事前に探索して検討する方法
- (3) 法律・決議の草案の影響を評価する方法
- (4) 法律・決議の執行と関連して生ずる費用の計算を行う方法
- (5) 法律・決議の執行において監督・検査を行う方法
- (6) 法律・決議の執行の効果に対する評価を行う方法

第13条 法律・決議の必要性及び要求に係る事前の探索による検討

- 1 法律発起人は、法律・決議の必要性及び要求を前条第1項第(2)号所定の方法に従い確定する。
- 2 前条第1項第(2)号所定の方法により次の事項を調整する。
 - (1) モンゴル国憲法及びモンゴル国の国際条約に適合するか否かを検討して結論を下すこと。
 - (2) 当該事項を法律・決議により調整する必要があるか否かを確定すること。
 - (3) 当該事項を決定する調整に係るバリエーションを確定すること。
 - (4) 調整に係るバリエーションのプラス面及びマイナス面を比較して検討すること。
 - (5) 人権、経済、社会及び自然環境にもたらす影響を事前に考慮したことを基礎として当該事項を決定する効果的なバリエーションを確定すること。
 - (6) 法律・決議の調整が国際的法制の関連する調整及び他国の類似する法律・決議に係る比較した検討を行ったものとする。

第14条 法律・決議の草案に係る構想の草案の立案

- 1 法律発起人は、法律・決議の必要性及び要求を事前に探索して検討したことを基礎として構想の草案を立案する。
- 2 前項所定の構想の草案には、次の事項を反映する。
 - (1) 法律・決議の草案を立案することとした根拠及び要求
 - (2) 法律・決議の目的、主要な構造、調整すべき関係及びカバーする範囲
 - (3) 法律・決議が承認された後に生ずる可能性のある経済的、社会的及び法的効果並びにそれらを決定することにつき講じて執行すべき措置に係る提案
 - (4) 法律・決議をモンゴル国憲法、モンゴル国の国際条約その他法律とどのように結合させ、法律の執行につき新たに立案し、法律に追加若しくは変更を加え、又は失効したものと認定することに関する法律・決議についての提案
- 3 前項第(1)号所定の根拠及び要求には、当該法律・決議の草案を立案することとした根拠及び要求を明確に説明して反映する。

第15条 法律・決議の草案に係る構想の承認

- 1 大統領又はモンゴル国大フラルの成員は、自己の発起する法律・決議の草案に係る構想を確定して承認する。
- 2 大統領又はモンゴル国大フラルの成員は、発起する法律・決議の草案に係る構想の草案を法的事項を取り扱う政府の成員に送付することができる。この場合において、法的事項を取り扱う政府の成員は、建議を提出する。
- 3 政府の発起する法律・決議の草案に係る構想の草案は、当該事項を取り扱う国家行政中央機関がこれを立案し、法的事項を取り扱う国家行政中央機関と共同して承認する。
- 4 法律・決議により調整する社会的関係が政府の複数の成員の取り扱う範囲にかかわる場合には、法律・決議の草案に係る構想の草案は、関連する国家行政中央機関が法的事項を取り扱う国家行政中央機関と共同してこれを承認する。

- 5 国家行政中央機関は、財政、予算及び税務に係る方針により立案した法律・決議の草案に係る構想の草案を財政、予算及び法的事項を取り扱う国家行政中央機関と共同して承認する。
 - 6 国際条約の批准に関する法律の草案に係る構想の草案は、当該条約により調整する事項を取り扱う国家行政中央機関がこれを立案し、外交事務に係る事項、及び法的事項を取り扱う国家行政中央機関と共同して承認する。
 - 7 法的事項を取り扱う国家行政中央機関は、次の社会的関係を調整する法律・決議の草案に係る構想の草案を単独で承認する。
 - (1) 国家機関、刑事及び民事等の分野以外の社会的関係
 - (2) 政府の成員の取り扱う事項の範囲にかかわるように法律において別に定めたもの以外の事項
 - 8 国家行政中央機関が送付した法律・決議の草案に係る構想の草案は、第3項ないし第6項所定の国家行政中央機関が30日以内にこれを審査し、次の決定のいずれかを発出する。
 - (1) 草案を支持して共同で承認する決定
 - (2) 草案を新たに立案するという提案を発出して差し戻す決定
 - (3) 当該関係を法律により調整する必要のない旨の結論を下す決定
 - 9 前項第(2)号又は第(3)号に定めたところに従い法律・決議の草案に係る構想の草案を審査したことに關する提案又は結論においては、根拠を具体的に指摘する。
- 第16条 法律・決議の草案の立案
- 1 法律・決議の草案は、構想に適合させてこれを立案する。
 - 2 法律・決議の草案は、第4章及び第12条第1項第(1)号所定の方法に従い、これを立案する。
 - 3 法律・決議の草案を立案するのにおいては、他の法律に導入する追加又は変更及びそれらに従い発出する決定の草案をともに立案し、関連する考慮又は検討を行う。
 - 4 法的事項を取り扱う国家行政中央機関は、法律・決議の草案の立案について国家行政中央機関その他機関に対し専門的な、又は方法論上の建議を与えることができる。
- 第17条 法律・決議の影響の評価
- 1 法律発起人は、法律・決議の効果を第12条第1項第(3)号所定の方法に従い評価する。
 - 2 第12条第1項第(3)号所定の方法には、次の事項を反映する。
 - (1) 法律・決議の草案又はそのいくつかの条若しくは規定の調整プラクティスを実施する可能性及び相互関係等を考慮して検討を行うこと。
 - (2) 法律・決議の草案の重複、空白又は抵触をなくすこと。
 - (3) 法律・決議の草案を承認して執行することにより生じて、確定しがたく、又は事前に考慮しがたい効果を確定すること。
 - 3 法律・決議の草案を承認して執行することにより生ずる影響を考慮したことを基礎として必要のある場合には、当該法律・決議の草案又はそのいくつかの条若しくは規定を新たに立案する。
- 第18条 法律・決議を執行することと関連して生ずる費用の計算
- 1 法律・決議の草案を承認することにより当該法律・決議の適用範囲に含まれる個人、法人又は国家機関の活動において生ずる費用の計算をそれぞれ出し、費用及び効益の対比を第12条第1項第(4)号所定の方法に従い確定する。

- 2 第 13 条に定めたところに従い法律・決議の必要性及び要求を事前に探索して検討し、かつ、第 51 条に定めたところに従い法律・決議の執行の効果を評価するのにおいては、第 12 条第 1 項第(4)号所定の方法によることができる。

第 19 条 法律・決議の草案に対する法的結論の付与

- 1 政府の発起した法律・決議の草案がこの法律所定の要求を満たしているか否かについては、法的事項を取り扱う国家行政機関が法的結論を下す。
- 2 法律発起人の発起した法律・決議の草案がこの法律所定の要求を満たしているか否かについては、国家大フラルの事務局が法的結論を下す。

第 20 条 政府の発起した法律・決議の草案に対する提案の接受及び閣議による討議

- 1 国家行政中央機関の立案した法律・決議の草案について、関連する国家行政中央機関は、30 日以内に提案を提出する。
 - 2 前項所定の期間内に提案が提出されなかった場合には、個別に提出する提案は、なかったものとみなす。
 - 3 国家行政中央機関が立案した法律・決議の草案については、他の国家行政中央機関及び関連する国家機関の提案を接受し、根拠があると認める場合には、当該草案に反映する。国家行政中央機関の提案には、当該事項を取り扱う政府の成員が署名する。
 - 4 国家行政中央機関の立案した法律・決議の草案は、閣議により討議したところに従い、関連する他の文書とともに法的事項を取り扱う国家行政中央機関に対し審査させるために、これを送付する。法律・決議の草案が予算支出を増加させ、又は歳入を減少させる効果を具現化することとなる場合には、財政及び予算に係る事項を取り扱う国家行政中央機関に対し審査させるために、これを送付する。
 - 5 法律・決議の草案がこの法律所定の要求を満たしていない場合には、法的事項を取り扱う国家行政機関は、当該草案を関連する国家行政中央機関に対し根拠のある説明とともに差し戻す。
 - 6 前項に定めたところに従い法律・決議の草案を差し戻した場合には、国家行政中央機関は、当該草案を新たに立案し、法的事項を取り扱う国家行政中央機関に対し審査させるために、これを送付する。
 - 7 財政及び予算事項を取り扱う政府の成員は、政府の発起した法律・決議の草案が予算支出を増大させ、又は歳入を減少させるか否かを最終的に審査し、閣議により討議させ、かつ、国家大フラルに上呈して周知させ、同意を取得する。
 - 8 法的事項を取り扱う政府の成員は、政府の発起した法律・決議の草案がこの法律所定の要求に適合するか否かを最終的に審査し、閣議により討議させ、かつ、国家大フラルに上呈して周知させ、同意を取得する。
 - 9 外交事務に係る事項を取り扱う政府の成員は、国際条約の批准に関する法律の草案を閣議により討議させ、かつ、国家大フラルに上呈して周知させ、同意を取得する。
 - 10 前三項所定の同意は、これを書面により作成する。
 - 11 前項所定の同意の取得を基礎として国家行政中央機関が立案した法律・決議の草案は、これを閣議により討議させるために、政府の事務管理局に対し送付する。
- #### 第 21 条 大統領又は国家大フラルの成員の発起する法律・決議の草案についての政府の提案又は結論の接受及び閣議による討議
- 1 大統領又は国家大フラルの成員が発起した法律・決議の草案は、提案又は結論を接受するために、政府に対し送付する。
 - 2 政府の事務管理局は、法律・決議の草案を接受した日から 3 業務日以内に政府の

提案又は結論の草案を準備させるために、法的事項を取り扱う国家行政中央機関に対し送付する。

- 3 法的事項を取り扱う国家行政中央機関は、大統領又は国家大フラルの成員の発起した法律・決議の草案を接受した日から 3 業務日以内に政府の他の成員及び関連する機関に対し送付する。
- 4 前項所定の機関及び職員は、大統領又は国家大フラルの成員の発起した法律・決議の草案に対し提出する提案を当該法律・決議の草案を接受した日から 10 業務日以内に準備し、法的事項を取り扱う国家行政中央機関に対し送付する。
- 5 国家行政中央機関が、前項所定の期間に提案を送付しなかった場合には、個別に提出する提案は、なかったものとみなす。
- 6 法的事項を取り扱う国家行政中央機関は、政府の他の成員が提出した提案を政府の提案又は結論の草案に反映するのにおいて次の原則による。
 - (1) 原則的性質を有する提案を個別に定式化すること。
 - (2) 文法、文体及び術語のとのった提案をまとめること。
- 7 法的事項を取り扱う国家行政中央機関は、第 4 項所定の期間が経過した日から 7 業務日以内に政府の提案又は結論の草案を準備し、政府の事務管理局に対し送付する。
- 8 政府の事務管理局は、政府の提案又は結論の草案を、前項に定めたところに従い接受した日から 7 業務日以内に閣議により討議させる。
- 9 第 7 項所定の政府の提案又は結論の草案には、次の事項を反映する。
 - (1) 当該法律・決議の草案がモンゴル国大フラルの法律、モンゴル国の国際条約及び基本方針に適合しているか否かということ。
 - (2) 当該法律・決議の草案が他の法律・決議と連結しているか否かということ。
 - (3) 当該法律・決議の草案がこの法律所定の要求を満たしているか否かということ。
- 10 財政及び予算事項を取り扱う国家行政中央機関は、大統領又は国家大フラルの成員の発起した法律・決議の草案が予算の安定性に関する法律所定の予算に係る特殊な要求、予算に関する法律所定の予算に係るその他の要求、経済及び社会を発展させる基本的方針並びに中期的予算範囲の報告を満たしているか否かについて政府の提案又は結論の草案を準備し、第 4 項所定の期間に法的事項を取り扱う政府の成員に送付する。
- 11 政府の提案又は結論は、30 日以内にこれを法律発起人に送付する。必要のある場合には、法律発起人と合意し、その書面により提出する同意に基づき当該期間を延長することができる。
- 12 政府が、前項所定の期間に提案を提出しなかった場合には、個別に提出する提案は、なかったものとみなす。
- 13 政府が、第 1 項所定の法律・決議の草案がモンゴル国憲法、モンゴル国の国際条約その他法律及び法的政策に適合しておらず、この法律所定の要求を満たしていないという結論を下した場合には、当該結論は、法的事項を取り扱う政府の成員がモンゴル国大フラルの全体会議に対し必ず報告して了解させなければならない。

第 4 章 法律の草案の種類、構造、形式及びオリジナル文書に課すべき要求

第 22 条 法律の草案の種類

- 1 法律の草案には、次の種類がある。
 - (1) オリジナルな法律の草案
 - (2) 法律に変更を導入する法律の草案

(3) 法律の更新したバージョンの草案

(4) まとまった法律の草案

第 23 条 オリジナルな法律の草案

1 法律発起人は、社会的関係の状況及び緊急な事項を検討したことを基礎として新たに生じた関係を法律により調整する必要があり、又は当該社会的関係の法的調整を詳細に新たな法律により調整する必要があると認める場合には、オリジナルな法律の草案を立案する。

第 24 条 法律に変更を導入する法律の草案

1 社会的関係の緊急な事項を考慮して当該法律に追加を導入し、法律のいくつかの条若しくは規定を変更して編成し、又は法律を全体的に、若しくは特定の条若しくは規定を失効したと認定する内容により法律に変更を導入する法律の草案を立案する。

2 法律の重複、空白又は抵触をなくす原則によりいくつかの法律に同時に変更を導入する法律の草案は、これを政府が発起して立案し、国家大府に上呈して周知させることができる。この場合において、変更を導入する法律については、それぞれにつき構想を確定する必要がない。

3 法律の変更は、法律の最初のオリジナル文書にこれを導入する。

4 当該法律に追加を導入する場合には「追加を導入することに関する」、変更を導入する場合には「変更を導入することに関する」、追加及び変更のいずれをも導入する場合には「追加及び変更を導入することに関する」、又は法律若しくは法律の条若しくは規定を失効したと認定する場合には「失効したと認定することに関する」という法律の草案を区別して編成する。

5 法律に変更を導入する法律の草案は、次の種類に分かれる。

(1) 法律に追加及び変更を導入することに関するもの

(2) 法律に追加を導入することに関するもの

(3) 法律に変更を導入することに関するもの

(4) 法律又は法律の条、項若しくは号を失効したと認定することに関するもの

6 法律に導入する変更は、これを 1 つの法律のみにかかわらせて行い、かつ、変更が入る法律の名称及び条、項又は号の順序は、これを具体的に記載する。

7 法律に変更を導入する法律の草案には、条の見出しを置くことなくして条の内容を条数の後に直接に記載する。

8 法律の 1 つの条に複数の変更を導入する場合には、変更のそれぞれを独立した規定として表示する。

9 変更を導入する条、項又は号のいくつかの術語又は語句を変更し、又は削除することにより、その意義が一致して理解されないようになる場合には、これを変更して編成する。

10 失効したと認定する法律の草案の規定には、当該法律の失効したと認定する条、項又は号の全部を反映する。

11 法律の草案と関連する複数の法律に術語の変更を導入する場合には、法律ごとに導入する変更を反映した 1 つの法律の草案を立案することができる。

第 25 条 法律の更新したバージョンの草案

1 次の場合には、法律の更新したバージョンの草案を立案する。

(1) 従前において当該法律のすべての規定の 50 パーセントを超える部分に追加又は変更が入った場合

(2) 法律に追加若しくは変更を導入したことにより法律の構造若しくは関係がそ

こなわれる程度に到達し、又は当該法律のすべての規定の 50 パーセントを超える部分に追加若しくは変更が入る場合

- (3) 法律の構想を全体的に変更する程度に到達した追加又は変更が入る場合
- (4) 当該法律により調整する社会的関係の状況又は内容に比較的大きな変更が生じ、これと結びつけて法律を更新して承認する必要が生じた場合

2 法律の更新した編成の草案を立案するにおいては、原法律を失効したと認定することに關する法律の草案を同時に立案する。

第 26 条 まとまった法律の草案

1 政府は、特定の分野相互間において関係のある複数の法律の草案を同時に協議することによりまとまった法律の草案を立案し、上呈して周知させることができる。この場合においては、法律それぞれの構想を説明する。

第 27 条 法律を施行する手続の調整

1 法律を施行する手続により次の事項を調整する。

- (1) 法律全体又は法律の特定の部、編、章、条又は規定が有効に適用を開始する条件
- (2) 法律の執行と関連する組織化及び過渡期の準備を満たし、新たな手配及び業務を実行する条件
- (3) 従前に適用した法律及び法的調整に従い生じた関係並びに個人又は法人の権利及び義務を新たな法律に従いどのように保護し、承認し、保証し、変更し、又は失効したと認定し、かつ、マイナスの結果を除去するののかという条件、措置及び責任を調整する方式
- (4) 法律の適用開始と関連する一切の費用、補償金及び損害を補償する条件
- (5) 従前の法律、法的調整及びそれらのいくつかの部分が有効に適用される具体的な条件及び場合
- (6) 法律が遡及して適用される特別な場合

第 28 条 法律の草案の構造及び形式

1 法律の草案は、次の構造を有する。

- (1) 法律の草案のタイトル
- (2) 法律の草案の構造に基づく単位となる条
- (3) 条内部の項
- (4) 項内部の号
- (5) 号内部の副次的号
- (6) 必要のある場合には、章、副次的章、編、副次的編及び部

2 法律の草案の構造は、次の要求を満たしたものとする。

- (1) 条は、相互間に関係及び順序を有し、内容を簡要に表示した見出し及び統一した条数を有する。
- (2) 独立した提案のそれぞれを条に反映する。
- (3) 独立した提案が複数の文により表示される場合には、条を項に分ける。
- (4) 号は、できる限り 1 つの文により構成したものとする。
- (5) 各条を題目により分類し、章を編及び部にまとめることができる。

3 法律の草案の構造を次の形式に導入して組成する。

- (1) 法律の草案のタイトル
- (2) 一般的準則を定める条をまとめた「通則部」又は「総則」という章又は編
- (3) 術語の解釈
- (4) 個別化した準則を定める条をまとめた分則「部」又は内容により章又は編とし

た法的準則

- (5) 個人又は法人が活動を展開する手続並びにそれらの権利及び義務
 - (6) 特殊化して取り扱う状況
 - (7) 責任を決定する準則
 - (8) 法律を施行する手続の調整
 - (9) 必要のある場合には、法律が発効することに関する準則
 - (10) その他の条
- 4 法律の草案のタイトルは、次の項目によりこれを構成する。
- (1) 「モンゴル国法律」という冒頭部分
 - (2) 法律を承認した年、月及び日(アラビア数字により記載する。)
 - (3) 法律を承認した場所(都市)の名称
 - (4) 内容を簡要かつ具体的に表示した法律の名称
- 5 前項第(4)号所定の法律の名称は、これを大文字のみにより記載し、かつ、次のカテゴリーを有する。
- (1) 具体化したものは、「～に関して」という句により終結する(鉱物に関して、及びモンゴル国政府に関する法律に追加を導入することに関して等)。
 - (2) 固有名詞化したものは、「～の法律」という句により終結する(民法及び反コラプション法等)。
- 6 法律の草案の構造部分は、これを次の状況により排列する。
- (1) 部又は編は、ローマ数字により、又は文字による。
 - (2) 章は、文字による。
 - (3) 条は、アラビア数字により、その後に「順位」又は「順位」条という文字による(1 順位条等)。
 - (4) 条の内部の項は、右側にピリオドを伴うアラビア数字による(1.1.等)。
 - (5) 条の内部の項の内部の号は、右側にピリオドを伴うアラビア数字による(1.1.1.等)。
 - (6) 号の内部の副次的号は、字母による(1.1.1.a 等)。
- 7 調整する関係の特性によって必要のある場合には、法律の草案の構造部分を次の状況により排列することができる。
- (1) 条を排列するにおいては、条の順位の前に右側にピリオドを伴う当該部分の順位をアラビア数字により記載し、その後に「順位」という文字による(1.1.順位条等)。
 - (2) 項は、右側にピリオドを伴うアラビア数字による(1.等)。
 - (3) 項の内部の号は、右側にピリオドを伴うアラビア数字による(1.1.等)。
 - (4) 号の内部の副次的号は、字母による(1.1.a 等)。
- 8 法律に追加又は変更を導入することに関する法律の草案の規定は、次の順序により組成する。
- (1) 法律に追加を導入すること。
 - (2) 法律のいくつかの条、項又は号を変更して編成すること。
 - (3) 法律のいくつかの術語、句又は文を変更すること。
 - (4) 法律のいくつかの句又は文を削除すること。
 - (5) 条、項又は号を失効したと認定すること。
 - (6) 必要のある場合には、法律を施行する期間
- 9 追加又は変更を導入することに関する条の内部の号は、右側に括弧のあるアラビア数字によりこれを排列する(1)等)。

10 法律に新たに追加する条は、最初のオリジナル文書の関係する条が規定と分離不能な内容を有する場合には、条数を表示するのにおいて右上の角に小さなアラビア数字によりこれを排列する(52¹ 順位条等)。

第 29 条 法律の草案のオリジナル文書の内容に課すべき一般的要求

1 法律の草案の内容は、次の一般的内容を満たしたものとする。

- (1) モンゴル国憲法及びモンゴル国の国際条約に適合し、他の法律及び国の安全に係る観点と結合したものであること。
- (2) 当該法律により調整する社会的関係にかかわる内容をすべて反映したものであること。
- (3) 当該法律により調整する社会的関係の範囲から逸脱した内容を反映するものではないこと。
- (4) 当該法律により調整する社会的関係にかかわらない法律に追加若しくは変更を導入し、又は失効したと認定することに関する規定を反映するものではないこと。
- (5) 条、項及び号は、相互間に抵触がないものであること。
- (6) 準則を定めず、宣言的性質を有し、又は 1 回のみ執行する規定を反映するものではないこと。
- (7) 他の法律の規定と重ねて表示しないようにする必要がある場合には、これを引用すること。この場合においては、引用を具体的に行い、法律の名称及び刊行した公式原典を完全に示したものとすること。
- (8) 当該法律により調整する社会的関係、法律の適用範囲、法的関係に参加する者である個人又は法人の権利及び義務、調整において指導管理を生じさせ、又は考慮するよう努める事由並びに集団的法的当事者の特定目的義務及び権利の範囲並びにそれらを実現する手続
- (9) 必要のある場合には、法的準則に違反した当事者に対し引き受けさせるべき責任の種類及び程度、法律の有効期間、法律を遡及して適用することに関する規定、法律を施行する手続の調整並びに他の法律の条又は規定を失効したと認定し、又は削除する規定
- (10) 必要のある場合には、他の法律に追加若しくは変更を導入し、又は法律が失効したと認定することに関することに関連して随伴する法律の草案を立案したものとすること。
- (11) 法律の草案は、法律の目的という条を有することができ、かつ、目的に当該法律により満たすよう努める個人の基本的権利、強化すべき基本的原則及び到達すべき結果を反映すること。

第 30 条 法律の草案の文法及び文体に課すべき一般的要求

1 法律の草案の文法及び文体は、次の一般的要求を満たしたものとする。

- (1) モンゴル国憲法その他法律において使用した術語を使用すること。
- (2) 1 つの術語により異なる概念を表示しないこと。
- (3) 語句をモンゴル語の文書の規則に適合させ、2 重の意義のない簡要かつ具体的であって、理解するのに容易であるように記載すること。
- (4) 誇張した術語を使用しないこと。
- (5) 名詞を単数形で使用すること。

2 言語政策国家審議会に属する、法的術語を科学的基礎の上に意義を割り当てて確定し、整理して標準化し、術語と関連する事項について合意して公表する基本的職責を有する法的術語部会は、活動を行う。

- 3 法的術語部会の成員及び活動手続は、法的又は文化的事項を取り扱う政府の成員が共同してこれを承認する。
- 4 次の場合には、法律の草案において術語の解釈を行う。
 - (1) 術語が複数の意義を有する場合
 - (2) 術語が広い意義を有し、かつ、これを詳細に確定する必要のある場合
 - (3) 新たに出現した概念又は術語が公衆にとって理解しがたい場合
- 5 次の場合には、法律の草案において外国語の術語を使用することができる。
 - (1) 当該術語を割り当てる名詞がモンゴル語に存在しない場合
 - (2) 当該術語を国際的範囲において一般的に使用して慣習となっている場合
 - (3) 当該術語をモンゴル国の国際条約において使用している場合
- 6 術語が1つの意義内容により法律全体の範囲において使用される場合には、その定義を当該法律の「総則」という章に導入して表示する。法律の草案に定義を与えた複数の術語が存在する場合には、これらを「法的術語の定義」という見出しを有する条においてまとめる。
- 7 術語が特定の意義内容により条、項又は号の範囲のみにおいて使用される場合には、その定義を当該条、項又は号の内部に置いて、その適用範囲を特定して表示する。

第31条 法律の草案における略語の使用

- 1 法律の草案において多回にわたり重複されている1つの概念又は術語を複数の単語により表示する場合には、これらを少ない単語により使用する目的のために省略して使用する。
- 2 次の場合には、略語を使用しない。
 - (1) 法律の名称及び章又は条の見出し
 - (2) 当該単語が多回にわたり重複されていない場合
 - (3) 他の法律において使用された術語と誤解される程度である場合

第32条 法律の草案における引用の使用

- 1 法律の重複又は抵触が出現するのを防止し、理解して使用するのに容易であるようにする目的のために、他の法律に存在し、又は当該法律において既に反映した内容を重ねて言及する場合には、引用を使用する。
- 2 法律に他の法律からの引用を行うのにおいては、当該規定をオリジナル文書どおりに引き写すことは、これを禁止する。

第33条 法律の草案の紹介

- 1 法律発起人は、法律の草案の紹介を準備する。
- 2 法律発起人は、法律の草案を紹介するのにおいて、次の情報を反映する。
 - (1) 法律の草案を立案した目的及び意義
 - (2) 当該関係を以前に法律又は法的な他のアクトにより調整して生じた状況
 - (3) 法律の草案の立案と関連して法律発起人が講じて執行した措置
 - (4) 法律の草案を公衆をして討議させた結果
 - (5) 外国の経験その他の検討及び研究の報告の結論

第34条 国際条約の批准に関する法律の草案に課すべき追加要求

- 1 多数当事者のある国際条約の批准に関する法律の草案には、当該条約の審査して承認したモンゴル語による翻訳文を添付する。
- 2 多数当事者のある国際条約の翻訳文は、当該条約により調整する事項を取り扱う国家行政中央機関がこれを作成することにつき責任を負い、外交事務及び法的事項を取り扱う国家行政中央機関が取り扱う事項の範囲において当該翻訳文を審査

- して承認する。
- 3 2 当事者のある国際条約を、当事者の合意を基礎として外国語により作成する場合には、当該条約を批准することに関する法律の草案に対し前二項所定の要求を同様に適用する。
 - 4 外国、国際機関又は外国の、若しくは国際的な銀行若しくはファイナンス機関から取得するローン又は援助に関する国際契約はこれを翻訳し、翻訳文を審査して承認する義務は当該事項を取り扱う国家行政中央機関がこれを引き受ける。
 - 5 国際条約を批准することによりモンゴル国の法律に追加若しくは変更を導入し、又は法律を新たに承認する必要がある場合には、当該法律の草案は、これをともに立案する。

第5章 国家大フラルの決議の草案の立案及び上呈による周知化

第35条 国家大フラルの決議の草案のオリジナル文書に課すべき要求

- 1 国家大フラルの決議(以下「決議」という)の草案は、次の要求を満たしたものである。
 - (1) モンゴル国憲法に適合し、他の法律及びモンゴル国の国際条約の規定と連結していること。
 - (2) 法律の規定を反復していないこと。
 - (3) 責任の準則を定めていないこと。

第36条 決議の草案の構造

- 1 決議の草案は、次の構造を有する。
 - (1) 決議の草案のタイトル
 - (2) 必要のある場合には、注記を付す部分
 - (3) 決議する部分
 - (4) 必要のある場合には、従前に発出した決定を失効したと認定することに関する部分
 - (5) 必要のある場合には、決議が有効である期間
- 2 決議の草案は、これを次の部分により構成する。
 - (1) 「モンゴル国大フラルの決議」という冒頭部分
 - (2) 承認した年、月及び日(アラビア数字により記載する。)
 - (3) 決議を承認した場所(都市)の名称
 - (4) 決議の名称。決議の名称は、「～に関して」と表示して完結する。
- 3 決議の草案の注記を付す部分は、当該決議が生ずることとなった根拠及び要求又は法律の規定を基礎とする。
- 4 決議の草案の決議する部分においては、当該決議により解決する事項を通常のかつ、理解に容易な形式により定式化して記載する。
- 5 決議の構造の基本的単位は、項目であり、かつ、必要のある場合には、これを副次的項目に分割することができる。
- 6 決議は、付属書を有することができ、かつ、これに関する規定は、「～を添付することにより承認する」又は「～を第1、第2及び第3付属書によりそれぞれ承認する」と定式化する。
- 7 決議の付属書の原本の左上角に「モンゴル国大フラルの〇〇年第〇〇決議の付属書」又は「モンゴル国大フラルの〇〇年第〇〇決議の第〇〇付属書」と表示する。
- 8 決議の草案の項目は、次の形式により排列する。
 - (1) 項目は、右側にピリオドのあるアラビア数字による(1.等)。

(2) 項目の内部の副次的項目は、右側に括弧のあるアラビア数字による(1)等)。

第 37 条 決議の草案の上呈による周知化

- 1 法律発起人は、決議の草案を第 41 条第 1 項所定の手続に従い上呈して周知させる。
- 2 決議の草案には、第 40 条第 1 項所定の文書を添付する。
- 3 決議の草案に添付する文書は、公務の取扱いに係る一般的要求を満たしたものである。
- 4 第 1 項及び第 2 項は、第 6 条第 2 項及び第 3 項にこれを適用しない。

第 6 章 法律・決議の草案の公衆による討議及び提案の接受

第 38 条 法律・決議の草案の討議の組織化

- 1 法律発起人は、法律・決議の草案を国家大フラルに上呈して周知させる前に、公衆の討議を組織化し、関連する資料を文書化し、法律・決議の草案の編成物に添付する。
- 2 法律発起人は、公式電子サイトにおいて法律・決議の草案並びにその影響の評価報告及び構想を配置し、法律・決議の草案において提案を提出する期間を具体的に定める。
- 3 法律又はモンゴル国の国際条約に別段の定めのある場合を除き、前項所定の期間は、30 日以上とする。当該期間に、個人又は法人は、提案を書面により提出し、かつ、関連する当事者は、署名して承認する。
- 4 法律発起人は、前項に定めたところに従い送付された提案を考慮するよう努める。
- 5 公衆の討議は、次の方式によりこれを展開する。
 - (1) 書面により提案を接受する方式
 - (2) インタビュー又は討議を組織化する方式
 - (3) アンケートを展開する方式
 - (4) 公衆のネットワークにより討議を展開する方式
 - (5) その他の方式
- 6 法律発起人は、公衆の討議の期間が終了した後 30 日以内に法律の草案に反映し、又は反映しなかった提案のリストを準備し、公式電子サイトに配置する。
- 7 法律発起人の立案している法律・決議の草案中の国の安全のために法律により秘密に属させた事項と関連する部分については、公衆の討議を組織化しない。

第 39 条 国家機関からの提案の接受

- 1 法律発起人は、発起している法律・決議の草案についてそれを執行し、監督を行うべき義務を有する関連する国家機関から提案を接受する。
- 2 国家行政中央機関は、法律・決議の草案について、従属し、又は関連する専門的機関の提案を接受し、まとめて法律発起人に送付することができる。
- 3 政府の発起した法律・決議の草案に反映した事項が国家大フラルが設立した国家機関の取り扱う事項の範囲に属す場合には、当該機関から提案を接受する。
- 4 第 1 項及び前項所定の提案は、これを書面により作成する。

第 7 章 法律・決議の草案の上呈による周知化

第 40 条 法律・決議の草案の編成物

- 1 国家大フラルに上呈して周知させる法律・決議の草案には、次の文書を添付する。
 - (1) 法律・決議の草案を上呈して周知させることに関する法律発起人の公式文書
 - (2) 法律・決議の草案に係る構想、紹介及び検討の報告

- (3) 随伴して変更を導入すべき法律・決議の草案
 - (4) 国際条約の批准に関する法律の草案については、第 34 条所定の手続に従い審査して承認した国際条約のモンゴル語による翻訳文
 - (5) 法律・決議の草案を承認した場合には、その執行に関連して生ずる費用の計算及び講ずべき措置に係る提案
 - (6) 大統領又は国家大フラルの成員の上呈して周知させる法律・決議の草案に関しては、政府の提案及び結論
 - (7) 政府の上呈して周知させる法律・決議の草案に関しては、第 20 条第 7 項ないし第 9 項に定めたところに従い財政、予算、外交事務及び法的事項を取り扱う政府の成員の書面により与えた同意
 - (8) 第 15 条第 2 項に定めたところに従い接受した法的事項を取り扱う政府の成員の建議
 - (9) 第(1)号ないし前号所定の文書の電子コピー
 - (10) 第 38 条第 6 項所定の提案のリスト
- 2 前項所定の文書は、公務の取扱いに係る一般的要求を満たしたものとする。
 - 3 法律・決議の草案の編成に係る電子コピーを作成し、承認し、及び受け入れる手続は、法的事項を取り扱う政府の成員がこれを承認する。
- 第 41 条 法律・決議の草案の国家大フラルへの上呈による周知化
- 1 法律発起人は、前条に定めたところに従い法律・決議の草案の編成を完成し、上呈して周知させることに関する公式文書を国家大フラルの事務局に送付する。
 - 2 国家大フラルの事務局は、法律発起人が国家大フラルに上呈して周知させるために提出した法律・決議の草案に次項に定めたところに従い法的結論を下す。
 - 3 国家大フラルの事務局は、法律に変更を導入する法律の草案については 5 業務日以内に、オリジナルな法律の草案又は法律の更新したバージョンの草案については 10 業務日以内に法的結論を下す。
 - 4 国家大フラルの事務局が法律・決議の草案がこの法律所定の要求を満たしたという法的結論を下した場合には、国家大フラルの事務局の総書記は、これに関して国家大フラルの議長に対し報告し、国家大フラルに上呈して周知させるために確定した期間を法律発起人に対し公式文書により通知する。
 - 5 国家大フラルの事務局が法律・決議の草案がこの法律所定の要求を満たしたという結論を下した場合には、法律発起人は、法律・決議の草案を国家大フラルの議長に対し上呈して周知させる。
 - 6 国家大フラルの事務局は、法律・決議の草案がこの法律所定の要求を満たしていないという結論を下した場合には、当該結論を国家大フラルの法制常務委員会に対し報告する。
 - 7 国家大フラルの法制常務委員会は、前項所定の結論を討論につき根拠を有すると認定した場合には、法律・決議の草案をこの法律所定の要求を満たすために法律発起人に送付する。
 - 8 第 2 項及び第 3 項は、モンゴル国大フラルの会議の議事規則に関する法律第 16¹ 条所定の場合には、これを適用しない。

第 8 章 法律・決議のデータベース、刊行並びに社会に対する開示及び説明

第 42 条 法律・決議の公式原本

- 1 モンゴル国大フラルの会議の議事規則に関する法律に定めたところに従い、国家大フラルの事務局において保管する法律・決議のテキストは、これを公式原本と

いう。

- 2 法律・決議の草案の編成物及び法律・決議の草案を国家大フラルの常任委員会及び会議の合同会合により討議する段階においては、編成した文書は、これを常に保管する。
- 3 法律・決議のアーカイブのユニットを編成する手続は、国家大フラルの事務局の総書記がこれを承認する。

第43条 法律・決議の刊行

- 1 法律・決議は、国家大フラルの事務局の「法律・決議集」にこれを刊行する。
- 2 モンゴル国の国際条約の批准に関する法律は、批准した条約とともに「法律・決議集」にこれを刊行する。
- 3 「法律・決議集」に刊行した法律・決議が公式原本と抵触する場合には、公式原本による。

第44条 法律・決議の送付

- 1 国家大フラルの事務局は、法律・決議の公式原本から複写したコピーを関連する国家機関に送付する業務を組織化する。
- 2 法律・決議の公式原本から複写して送付するコピーを接受した国家機関は、法律・決議のデータバンクを編成する。
- 3 前項所定の法律・決議のデータバンクを編成し、体系的に分類し、法律・決議のデータ・ファイルを取り扱う手続は、法的事項を取り扱う政府の成員がこれを承認する。

第45条 法律・決議のデータバンクの編成

- 1 法的事項を取り扱う国家行政中央機関は、情報又はコンサルティングを供与する目的のために、モンゴル国の有効な法律・決議に係る統一的データバンクを文字及び電子方式により編成し、法律・決議を体系化する業務を組織化する責任を負う。
- 2 前項所定のデータバンクには、モンゴル国の国際条約の批准に関する法律を批准した当該条約とともに導入する。
- 3 法律・決議の電子データバンクは、法的事項を取り扱う国家行政中央機関の法的情報に係る公式電子サイトに配置する。

第46条 法律・決議の公衆に対する説明

- 1 法律・決議を公衆に対し説明する業務は、国家大フラルの関連する常任委員会が国家大フラルの事務局と共同してこれを組織化することができる。
- 2 大統領が発起した法律・決議を公衆に説明する業務は、大統領の事務局がこれを組織化する。
- 3 政府、関連する国家行政中央機関、各級の国民代表者会議及び首相は、法律・決議を自己の権限及び特定目的義務に従い所属する分野又は領域的範囲において公衆に説明する業務を組織化する。

第9章 法律・決議の執行を組織化する一般的制度

第47条 法律・決議の執行を組織化する一般的措置

- 1 国家大フラルの承認した法律・決議を接受すれば直ちに、政府の文書を取り扱う部局は、審査に係るデータ・ファイルを掲示し、所属する範囲の事項を取り扱う政府の成員に対し提出する。

第48条 法律により特定化された権限の授与に従い公的に施行すべき準則を決定したアクトの発布

- 1 法律に反映して定めて権限を授与した場合以外の場合には、公的に施行すべき準則を決定した法的アクトを発布することは、これを禁止する。
- 2 法律に適合しておらず、又は法律により授与された権限を超えて発布した公的に施行すべき準則を決定した法的アクトは、これを施行しない。
- 3 法律に別段の定めのある場合を除き、公的に施行すべき準則を決定した法的アクトを発布する権限を法律により授与された者が当該権限を他人に移転することは、これを禁止する。

第 10 章 法律・決議の執行に係る監督・検査及び評価

第 49 条 法律・決議の執行に係る監督・検査及び評価を行う単位

- 1 国家大フレール又は政府は、法律・決議の執行において監督・検査及び評価を行う常設的システムを組成し、関連する構成単位を活動させる。
- 2 国家大フレールの行う法律・決議の執行の監督・検査及び評価は、国家大フレールの関連する常任委員会及び国家大フレールの事務局が共同してこれを行う。
- 3 政府の行う法律・決議の執行の監督・検査及び評価は、関係する国家行政中央機関がこれを行う。
- 4 法律・決議の執行においては、第三者機関をして監督・検査及び評価を行わせ、又は協力させることができる。
- 5 国家大フレール又は政府の監督・検査及び評価に係る構成単位は、法律・決議の執行のプラス及びマイナスの効果についての監督・検査の結果を法律発起人に対し定期的に通知する。
- 6 前項所定の法律・決議の執行の監督・検査の結果に基づく法律・決議の目的の水準が不十分であり、法律・決議に係る構想所定の結果に到達することのできない場合には、法律・決議の執行の効果の評価を行う。
- 7 法律・決議の執行の監督・検査又は評価に係る建議を実行すべき措置は、関係する国家行政中央機関がこれを組織化する。
- 8 法律・決議の調整する関係の特徴又は事項に応じて、法律・決議の実行に係る監督・検査及び効果の評価を行うのにおいては、法律・決議の全部又はいくつかの条若しくは規定を選択することができる。

第 50 条 法律・決議の執行に係る監督・検査

- 1 法律・決議の執行においては、監督・検査を次の方針により行う。
 - (1) 法律・決議の目的を監督する水準を確定すること。
 - (2) 法律・決議に係る構想において確定した結果が及ぶ状況を決定すること。
- 2 法律・決議の執行において行うべき監督・検査は、第 12 条第 1 項第(5)号所定の方法に従いこれを行う。

第 51 条 法律・決議の執行に係る効果の評価

- 1 法律・決議の執行に係る効果の評価を行う方法は、次の事項をカバーする。
 - (1) 法律・決議の執行の過程における成果を強化すること。
 - (2) 法律・決議の執行の実情について結果の総括を行い、生じている悪化、困難な事項並びに社会にもたらしているプラス及びマイナスの状況を確定すること。
 - (3) 適切かつ結果を伴うように行い、実施する可能性のあるバリエーションを確定すること。
- 2 法律・決議の執行に係る効果について行う評価は、第 12 条第 1 項第(6)号所定の方法に従いこれを行う。

第 52 条 法律・決議の執行に係る監督・検査及び評価の結果の討議

- 1 法律・決議の執行に係る監督・検査及び評価の結果は、国家大フレール及び政府が1年につき1回の割合によりこれを定期的に討議して、法律・決議の執行を強化し、法律・決議に対ししかるべき追加又は変更を導入し、法律・決議を相互に連結し、法律・決議を体系化して法典化を行い、新たに法律・決議の草案を立案等の措置を講じて実施する。
- 2 国家大フレールは、法律・決議の草案を討議して承認するのにおいて当該法律・決議の意義及び調整の特徴を考慮して必要のある場合には、当該法律・決議の執行において監督・検査及び評価を行い、結果を紹介すべき期限を伴う義務を政府に与えることができる。

第11章 その他の規定

第53条 法律の発効

- 1 この法律は、2017年1月1日から施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：村瀬健太 吉川景司 事務局
長：大牟田啓)